

# 太宰府市教職員の働き方改革取組指針



平成30年4月

(令和3年4月改定)

太宰府市教育委員会

# はじめに

社会の変化に伴い、学校は、学習指導等の充実に加えて、生徒指導上の問題や特別支援教育の対象となる児童生徒の増加など、取り組むべき課題が複雑化・多様化するとともに、保護者・地域活動への対応など、その役割が拡大しています。

市内の学校では、これらの様々な課題や役割に対して、教職員の子どもたちへの情熱や使命感、献身的な姿勢の積み重ねにより高い成果をあげてきました。

その一方で、教職員の負担が増大する傾向であり、教職員の長時間勤務の改善が大きな課題となっています。

今後、学校教育において、教育成果を維持し、向上させるためには、教職員の業務負担の軽減を図り、児童生徒に対して効果的な教育活動を持続的に行うことができる状況を作り出す必要があります。

このような状況を踏まえ、これまで太宰府市教育委員会では、教職員の長時間勤務の改善のため、福岡県教育委員会の定める指針のもと、事案ごとに指針を定め「教職員の働き方改革」に取り組んでまいりました。

そこで、現時点まで個別に定めてきたこれまでの取り組みを一つにまとめ、今後の進め方を整理するとともに、これまでの間に把握できた教職員の勤務時間の実態を分析し、今後の目標をあらためて定めるため本指針を策定し、「教職員の働き方改革」の取組をさらに推進することとしました。

また、今後は制定される予定の県条例の内容や、その時々の方針に沿って、適宜改訂作業を行ってまいります。

「教職員の働き方改革」を実現することが、教職員が自らの意欲と能力を最大限発揮し、健康でやりがいを持って働くこと、また、「教職員が子どもと向き合う時間」を十分に確保することにつながり、ひいては本市教育のさらなる改善・充実につながります。

各学校におかれましては、「教職員の働き方改革」の趣旨をご理解いただき、本指針を踏まえ、「教職員の働き方改革」に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

令和3年4月

太宰府市教育委員会教育長

(目次)

1 指針について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1) 本指針の位置付け	
(2) 本指針の趣旨・目的	
(3) 市教育委員会、学校の責務	
2 本市小・中学校における超過勤務の実態・・・・・・・・	2
(1) 月別平均時間	
(2) 年間時間数割合	
(3) 月別内訳	
3 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(1) 数値目標の設定	
(2) 検証	
4 具体的な取組について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(1) 教職員の意識改革	
(2) 業務改善の推進	
(3) 部活動の負担軽減	
(4) 教職員の役割の見直しと専門スタッフの活用等	

## 1 指針について

### (1) 本指針の位置付け

本指針は、福岡県教育委員会が実施する「教職員の働き方改革」に向けた取組の方向性、目標、具体的な取組等をもとに、太宰府市立小・中学校において、これまでの取組も含め、今後、「教職員の働き方改革」のさらなる推進のために取り組む内容を示したものです。

※ 本指針の対象は、常勤の教職員（校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、助教諭等とし、事務職員、技術職員及び労務職員を除く。以下「教職員」という。）とします。

### (2) 本指針の趣旨・目的

国の調査（H18、H28 比較）によると、教諭の1日の授業・授業準備・学習指導・成績処理の合計が、約10年間で小学校平均43分、中学校平均49分増加しています。

また、福岡県が実施した教員勤務実態調査（H26）によると、各学校種とも出勤時刻前は30分から50分程度、退勤時刻後は1時間から2時間程度、業務に従事しており、また、中学校では週休日においても、2時間以上業務に従事するなど、勤務時間についての課題が見られます。

本市においても、国や県の調査と同様に、教職員の業務量の増加、時間外勤務の増加が課題となっています。

そこで、「教職員の働き方改革」をより一層推進し、教職員がワーク・ライフ・バランスのとれた生活を実現し健康でやりがいを持って働くこと、「教職員が子どもと向き合う時間」を十分に確保し、学校教育の質を維持・向上させることを目的とし、本指針を策定するものです。

### (3) 市教育委員会、学校の責務

#### ア 市教育委員会の責務

県が策定した「教職員の働き方改革取組指針」に基づいて本指針を策定し、市内の教職員の働き方改革に取り組みます。

#### イ 学校の責務

学校においては、校長をはじめ、全教職員が本指針の趣旨を理解し、指針に基づき具体的な取組を実施します。そのためには、特に、校長をはじめとした管理職がリーダーシップを発揮することが重要であり、管理職は、所属職員に対して指針の趣旨等を理解させ、所属職員の長時間勤務の改善に努めます。

また、教職員は、働き方改革の目的、趣旨を理解し、自らの働き方を見直し、長時間勤務の改善に向けた取組を実施します。

## 2 本市小・中学校における超過勤務の実態

本市は、教職員が勤務時間を自己管理することを目的として、平成30年度にタイムレコーダーを導入しました。以下に、令和元年度、令和2年度の超過勤務の実態を示します。

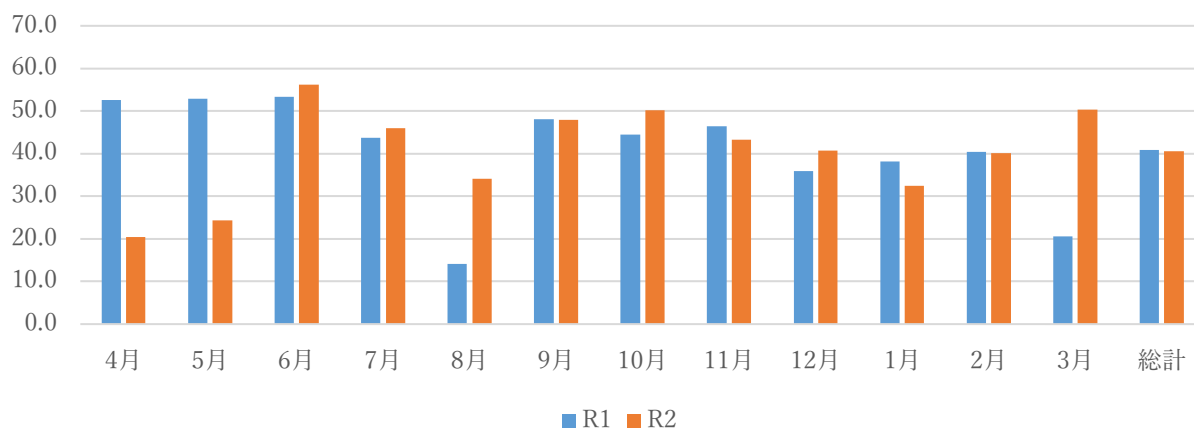
### (1) 月別平均時間 (資料1・資料2)

文部科学省が示している1カ月の超過勤務時間の目安(45時間)を上回っている月が、令和元年度、令和2年度ともに年間の約半分あります。夏休み期間も含めた全体平均も40時間を超えています。

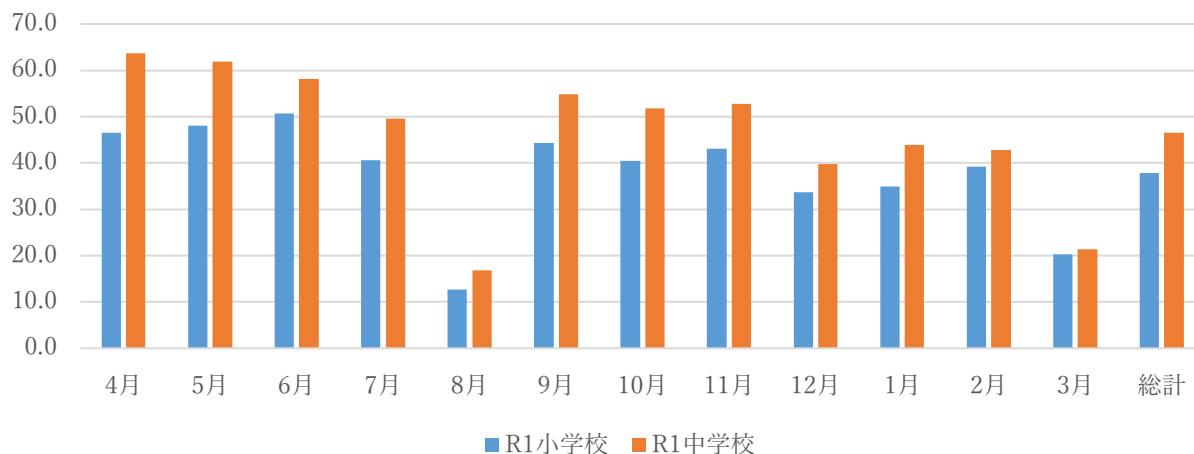
月別に見ると、4月～6月の超過勤務時間数が特に多いことから、年度初めの業務(学級・学年事務、体育的行事、部活動等)が過多となっていることが予想されます。

小中学校を比較すると、中学校の超過勤務時間が長い傾向が見られます。部活動指導が大きな要因であると予想されます。

【資料1】超過勤務 月別平均時間(令和元年度、2年度)



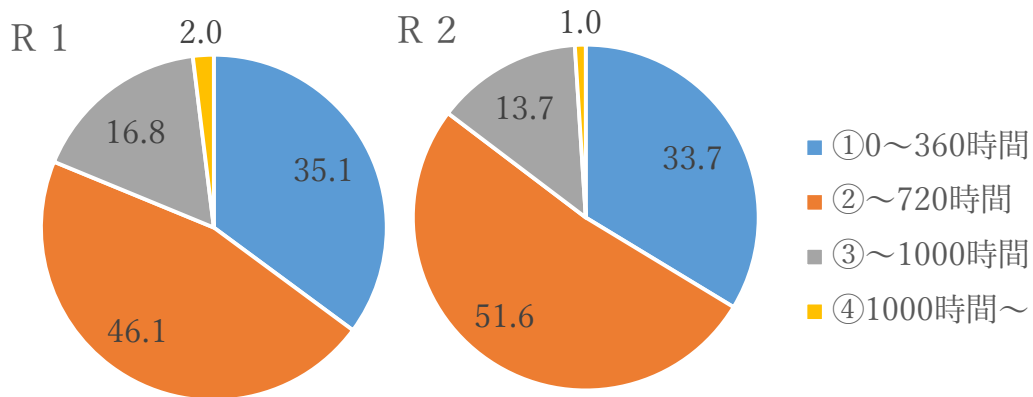
【資料2】超過勤務 月別平均時間(令和元年度 小、中学校比較)



(2) 年間時間数割合 (資料3)

文部科学省が示している1年間の超過勤務時間の目安(360時間)を、6割以上の職員が上回っています。さらに、「児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合」として認められている720時間をさらに上回る教職員が2割弱います。

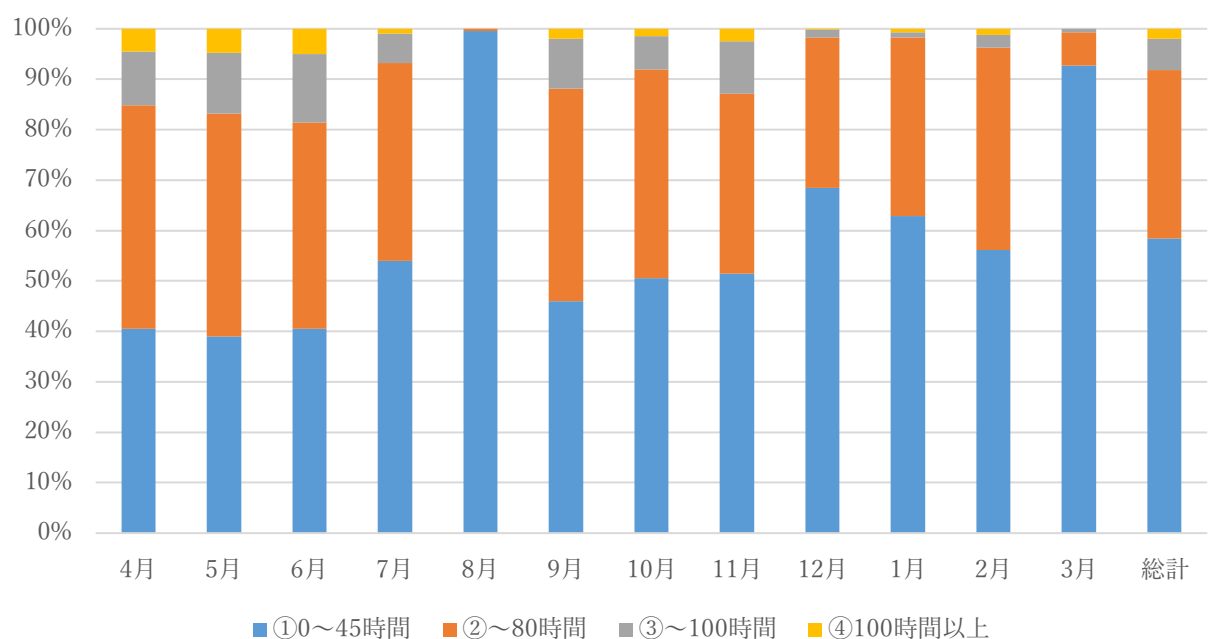
【資料3】超過勤務 年間時間数割合(令和元年度、2年度)



(3) 月別内訳 (資料4)

資料1と同様に、特に年度初めに超過勤務が45時間を上回っている教職員が半数以上います。また、年度始めは超過勤務80時間以上の教職員が15%以上見られます。

【資料4】超過勤務 月別内訳(令和元年度)



### 3 目標

教職員の働き方改革の実現のため、数値目標を設定するとともに、目標に対する検証を行います。なお、本市が定める目標は、福岡県教育委員会が「教職員の働き方改革取組指針」で設定している数値に準拠することとします。

#### (1) 数値目標の設定

##### 目標

- |                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| ◇1カ月の時間外在校等時間（※1） | 超過勤務45時間以内（※2）  |
| ◇1年間の時間外在校等時間     | 超過勤務360時間以内（※2） |

※1 時間外在校等時間とは、休憩時間を除いた校内に在校している時間に、職務として行う研修への参加や児童・生徒等の引率等の職務に従事している時間を加えた時間を「在校等時間」とし、その在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間をいう。

※2 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合は、1カ月の超過勤務100時間未満、1年間の超過勤務720時間以内（連続する複数月の平均超過勤務80時間以内、かつ、超過勤務45時間の月は年間6カ月まで）

#### (2) 検証

各学校において、勤務時間管理システムで集計された超過勤務時間を確認します。市教育委員会は各学校に、毎月次の項目等の報告を求め、進捗を管理します。

- 各学校の一カ月当たりの教職員の平均超過勤務時間
- 一カ月当たりの超過勤務時間が100時間、又は連続する複数月にわたって、一カ月当たりの平均が80時間を超える時間外労働が認められる場合市教育委員会は必要に応じて各学校に対して、聞き取り・指導等を実施します。

### 4 具体的な取組について

教職員の働き方改革をより一層推進するために、次の4つの観点で具体的な取組を実施します。

- |                           |
|---------------------------|
| (1) 教職員の意識改革              |
| (2) 業務改善の推進               |
| (3) 部活動の負担軽減              |
| (4) 教職員の役割の見直しと専門スタッフの活用等 |

(1) 教職員の意識改革

取組項目	取組内容
勤務時間の適正な把握	<p>○学校は、タイムレコーダーにより勤務時間を把握し、各校の課題の明確化を図ります。</p> <p>○市教育委員会が、年間の超過勤務状況をまとめ、削減目標の設定等業務改善の処施策を講じます。</p>
定時退校日の設定	<p>○学校は、毎月2回程度の定時退校日を設定します。</p> <p>○定時退校日に退庁時刻が遅くなるなどして実施できなかった場合は、別日に振り替えて全員が実施できるよう促します。</p>
学校閉庁時刻の設定	<p>○学校は、学校閉庁時刻を設定します。やむを得ず時間外に業務を行う場合であっても、退庁時刻が遅くなりすぎないように、学校を閉庁する時刻の目安を設定します。</p> <p>(設定の目安) 小学校：19時 中学校20時</p>
学校閉庁日の設定	<p>○以下の期間を学校閉庁日として設定し、年休取得等の推進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夏季休業期間中 8月12日から8月16日の5日間</li> <li>・冬季休業期間中 12月28日、1月4日の2日間</li> </ul> <p>○学校閉庁期間は、原則として、生徒を登校させず、部活動も実施しません。また、学校施設の開放を行いません。</p>
管理職の意識改革	<p>○市教育委員会は、各学校の超過勤務状況をまとめ、管理職に提供します。</p> <p>○管理職は、目標設定を行い、改善を図ります。</p>
保護者・地域住民の理解・啓発	<p>○教職員の働き方改革の取組について、市のホームページや保護者向け文書の配布等により、以下の点について周知し、理解を求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校閉庁日や部活動休養日等について</li> <li>・勤務時間外の留守番電話による対応について</li> </ul>

(2) 業務改善の推進

取組項目	取組内容
業務改善の推進	<p>○学校においては、「公立学校における教職員の働き方改革推進ハンドブック(2021改訂、福岡県教育委員会)」などを参考に、個人、学校等の単位で会議や学校行事の見直しなどの業務改善を実施します。</p>



	<p>○学校においては、業務改善を継続的に推進する組織（例：業務改善委員会）と仕組みを設け業務改善を推進します。</p> <p>○管理職対象の研修会で、特徴的な実践や効果的な実践を紹介します。</p>
授業準備等の支援	<p>○以下の取り組みにより、学校運営・授業準備に活用できる人材の確保、情報の提供、共有等に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会は、スクールサポートスタッフ等の人材確保に努めます。</li> <li>・教育委員会は、各学校における学力や学習状況等の分析をサポートします。</li> <li>・管理職は、学年部や教科部内で教材研究を協働することを促します。</li> </ul>
学校のICT化	<p>○市教育委員会は、校務用端末、校内LANシステムを構築します。</p> <p>○市教育委員会は、教職員を支援する研修の実施とICT支援員（ヘルプデスク）の設置を行います。</p> <p>○学校は、オンライン会議、会議のペーパーレス化を促すための研修を実施します。</p> <p>○学校は「学校日誌」「教務日誌」「生徒指導日誌」「指導要録」等の作成にパソコンを活用して業務を効率化します。</p> <p>○市教育委員会は、生徒の基本情報、成績処理、保健管理、入試処理等を一元的に管理する「統合型」校務支援システムの導入による業務の効率化を検討します。併せて、県内（筑紫地区）で統一したシステムの導入に向けた研究を行います。</p>
教育委員会への調査、文書事務の見直し	<p>○市教育委員会は、以下の取り組みにより、学校に対する調査や文書事務について、削減や内容の簡略化などを実現します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査の必要性、内容の重複、頻度、提出期限・時期、様式の簡素化、ICT機器の活用の観点から、調査の見直しを継続的に実施します。</li> <li>・可能な限り様式を電子化し、電子メールでの提出とします。</li> <li>・調査に対する回答などについては、当該様式に文書番号、担当職員名等を記入する欄を設け、鑑文が不要になるようにします。</li> </ul>
事業・研修の削減	<p>○市教育委員会は、教職員の負担軽減、事務の効率化などの観点から、事業の必要性、内容の重複、頻度、効率性・簡素化・合理化、実施時期等について、見直しを継続的に実施します。</p>

学校徴収金収納業務等の省力化の推進	○市教育委員会は、銀行のインターネットバンキングや電子媒体を活用した学校徴収金の口座振替による収納等を促進します。
勤務時間外の電話対応等の負担軽減	○市教育委員会は、留守番電話機能を備えた電話機を設置します。 ○学校は、学校閉庁時刻に合わせて留守番電話対応の時間を設定します。

### (3) 部活動の負担軽減

取組項目	取組内容
活動時間、休養日の設定	○「太宰府市部活動指導の方針」に以下の内容を盛り込みます。 ・練習時間について、平日は2時間程度、休業日は3時間程度までとします。 ・休養日について、週当たり2日以上（平日の少なくとも1日、土曜日及び日曜日の少なくとも1日）設けるとします。 ・教職員や生徒の負担過重にならないよう、参加する大会や練習試合等を精選します。
外部指導者の活用	○市教育委員会は、部活動の外部指導者を配置することで、生徒に専門的な指導を行うとともに、教職員の負担を軽減します。 ○太宰府市が実施する「太宰府市中学校部活動外部指導者派遣事業」により、指導者を派遣して学校のニーズに答えたり、顧問教職員を補助したりします。

### (4) 教職員の役割の見直しと専門スタッフの活用等

取組項目	取組内容
生徒指導に係る専門スタッフの活用	○市教育委員会は、教職員が困難な課題を抱え込むことのないよう、教職員以外の心理や福祉等の専門家（スクールソーシャルワーカー、適応指導員、スクールカウンセラー、特別支援教育支援員等）を学校に配置し、専門スタッフ等と連携する体制を整備して学校機能を強化します。

<p>事務職員の機能強化・学校運営への参画</p>	<p>○市教育委員会は、学校事務職員の事務機能を強化し、事務職員が積極的に学校運営に参画することにより、校長や教員の事務関係業務等の軽減を図ります。</p> <p>○市教育委員会は、共同学校事務室の設置を推進し、学校運営体制の強化を図ります。</p> <p>○管理職は、事務職員の職務を明確化し、事務職員がその専門性を生かし、より主体的・積極的に校務運営に参画することを推進します。</p>
<p>プールで行う授業の外部委託</p>	<p>○市教育委員会は、プールで行う授業を市民プール、民間スイミングスクールで実施し、インストラクターによる専門的な指導を行うことで、児童の水泳技能向上を図るとともに、教職員の負担を軽減します。</p>
<p>教職員の役割の見直し</p>	<p>○市教育委員会および学校は、教師の業務を、「学校以外が担うべき業務」「学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務」「教師の業務だが負担軽減が可能な業務」に仕分けし、業務を整理します。</p> <p>○市教育委員会および学校は、学校、家庭、地域の役割を明確化し、連携協働して子どもを育てる体制を整備します。</p> <p>○市教育委員会および学校は、コミュニティスクールを導入し、学校、PTA、自治会、行政等が協議する場を設定します。</p> <p>○市教育委員会および学校は、地域学校協働活動を導入し、外部人材の活用をコーディネートする仕組みを構築します。</p> <p>○市教育委員会および学校は、地域等と連携した児童生徒の安全確保に関する取組（登下校指導、夜間パトロール等）の在り方（内容、役割分担等）について検討します。</p> <p>○市教育委員会および学校は、登下校の安全対策の役割分担について、サポートスタッフ、部活動指導員、ボランティア等の活用を促す仕組みを構築する。</p>